

蓮田市自治連合会会員 各位

蓮田市自治連合会
会長 大塚 武夫
(公印省略)

ごみ集積場の管理と運営に関する行政懇談会の確認事項の報告

住民の高齢化及び自治会加入率の低下により、従来から慣例的に行われてきた自治会中心の「ごみ集積場の管理と運営」の維持が難しくなり、住民間のトラブルが発生していることから、蓮田市みどり環境課及び蓮田・白岡衛生組合と蓮田市自治連合会で、蓮田市自治連合会のアンケート調査から投げかけられた課題を中心に、課題解決のためのアクションプラン作成のための懇談会を2回にわたり開催しました。その結果、行政と蓮田市自治連合会で合意された内容を確認事項としてまとめましたので報告いたします。各自治会において、ごみ集積場の管理と運営に関する課題解決のガイダンスとして活用していただければ幸いです。

投げかけられた課題の整理とQ&A

Q－1 指定されたごみ集積場の利用者の範囲は、どのように決められるか。
その利用権利と利用義務は何か。

A－1 ・市民の皆様がごみを収集してほしい場所として衛生組合に届出をされ、収集作業に支障がなければ集積所として利用していただいています。
集積所の維持管理は利用者の皆様にお願いしています。
・ごみ集積所は利用者の方で管理を行っていただくため、それぞれの場所でルールがあると思われませんが、自治会に加入していないという理由だけでごみ集積所の利用を制限することはできないと思われま
・利用者は、どのごみ集積場にでもごみを捨てられるという権利はありません。
・自治会からの相談窓口は相談内容に応じて「みどり環境課」、もしくは「蓮田白岡衛生組合」となります。市職員の対応に差異が生じることがないように課内の対応マニュアルを作成し、統一的な相談対応を行うように整備します。
・蓮田市への転入者に対する「ごみ集積所利用の手引き」がないので、みどり環境課が作成し、転入者に配布することとします。

Q－2 民地を借りて「ごみ集積場」を設置し、自治会が借用料支払っている場合に、途中で自治会を脱会した方に管理費を請求できるか。

A－2 ごみ集積場のネットや賃借料など、ごみ集積所の維持管理に経費が掛かっているのであれば、相応の維持管理費用の負担を求めることは問題ないと思います。なお、請求金額は、当該集積所の維持管理に要する金額を

利用者数で割り返すなど、金額の根拠を明確にして請求すべきと考えます。なお、土地の賃借料について環境保全事業支援補助金から支出できるか確認を行ったところ、内部の会議で検討する必要があるため、現時点では補助金の対象外となります。

Q－3 ごみ集積場に本来の利用者以外が廃棄物を廃棄した場合、「不法投棄」（違法行為で警察が対応する）と見做されるのか。

A－3 ごみ集積場に**廃棄物が投棄された**場合の多くは、一般的には、ごみ置き場にごみを投棄する行為であり、不法投棄ではなく、「マナー違反」と判断され、警察に相談しても対応してもらえないケースがほとんどです。排出者が特定できる場合は、衛生組合で排出者宅を訪問し、直接指導することもあります。

なお、引っ越しの際に家の中のごみを分別せず、多量に集積所に投棄したり、粗大ごみを放置していくなど、**故意や、悪質と判断される場合は警察と連携して対応する**場合もあります。

悪質と思われる場合は、自治体が対応することになりますので、「蓮田白岡衛生組合」に連絡して下さい。なお、ごみ集積所付近の道路に置かれた不法投棄物については、みどり環境課で対応できる場合がありますので、ご相談ください。

Q－4 ごみ集積場へ廃棄物の投棄を予防する警告看板などを掲載できるか。掲載する場合、①掲載者名はどのようになるのか。②警告看板作成に対する行政の助成はどのようなものか。

A－4 ・警告看板などを掲載できます

・掲載者は、**各自治会**となります。なお、連名で蓮田市みどり環境課を記載することは可能です。

（例示を参考）

・警告看板作成に対する行政の助成は、**環境保全補助金の対象**になります。

Q－5 ごみ集積場に廃棄物が投棄されないように「監視カメラの設置」が有効です。

その設置費用負担への行政の助成はどのように考えているか。

A－5 設置費用は、**環境保全補助金の対象**になります。

Q－6 「ごみ集積場」の利用が困難な高齢者等への「ふれあい収集制度」が周知されず、利用されていないので周知が必要ではないか。

A－6 ふれあい収集の対象者は、**介護認定（要支援以上）を受けている方**であり、ケアマネージャーや地域包括支援センターの担当者に周知しています。

みどり環境課、蓮田白岡衛生組合、福祉課の窓口で申請していただけれ

ば、蓮田白岡衛生組合訪問調査を実施したうえで個別収集を実施しています。

例示（ごみ集積場への廃棄物の投棄防止のための警告文）

集積場利用者以外の使用禁止

この集積場は、近隣住民の利用者が当番で管理しています。
利用者以外の人には使用できません。

通りがかりのごみ捨ては絶対にしないでください。

指定のごみ袋が使用されていないもの、
分別されていないもの、
収集日が違うものなど、
ルールが守られていないごみを捨てると
『ルール違反ごみ』となり回収されません。

マナーを守り、環境維持・向上にご協力をお願いします。

（監視カメラ作動中）

〇〇〇〇自治会・蓮田市みどり環境課